

新見公立短期大学学則

平成22年4月1日

規則第2号

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
 - 第2章 学科、学生定員及び修業年限(第3条—第4条)
 - 第3章 学年、学期及び休業日(第5条—第7条)
 - 第4章 入学、退学及び休学等(第8条—第20条)
 - 第5章 教育課程及び履修方法等(第21条—第28条)
 - 第6章 卒業等(第29条—第31条)
 - 第7章 検定料、入学料及び授業料等(第32条—第33条)
 - 第8章 教職員組織(第34条)
 - 第9章 教授会等(第35条—第36条)
 - 第10章 科目等履修生、研究生、社会人、帰国子女及び外国人学生(第37条)
 - 第11章 賞罰(第38条—第39条)
 - 第12章 附属施設(第40条)
 - 第13章 雑則(第41条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 新見公立短期大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の趣旨に基づき、広く教養を高めるとともに、介護及び幼児教育に関し、深く専門の知識と技能を教授研究し、良き社会人として、市民の生活と文化の向上、及び地域社会における福祉の増進と幼児教育の振興に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。

(学科における教育研究上の目的)

第1条の2 各学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

幼児教育学科	幼児教育に関する専門的な理論と実的な技能を教授研究し、保育者であるとともによき社会人として、幼稚園・保育所・福祉施設などの質的充実・発展につき、地域における保育の振興に寄与することのできる人材を育成する。 1 保育者にふさわしい人間的魅力と円満な人格、豊か
--------	---

	<p>な情操をそなえた人材を育成する。</p> <p>2 保育者として必要な資質を向上させるために不可欠な理論を求め、技能を高めようと主体的に取り組む態度を養う。</p> <p>3 保育者の本質を理解し、学問的な裏付けをもった実践を行うことのできる能力を養う。</p> <p>4 保育に対する理解に支えられて、地域社会における幼児の生活環境や、生活文化の向上につとめようとする能力や態度を養う。</p>
地域福祉学科	<p>地域社会における介護の役割とは何かを理解しながら、より幅広い角度から介護を展開し、実践できる基礎能力を養う。</p> <p>1 保健・医療・福祉・文化の4つの角度から、高齢者・障害者の生活文化の創造に積極的に取り組むための基礎的態度と能力を養う。</p> <p>2 介護とは何かを常に模索し、介護の対象となる人々のニーズの把握とともに、援助活動を実践する姿勢と能力を養う。</p> <p>3 介護を必要とする人々のアセスメントと、介護計画、介護実践とそれらの評価ができる能力を養う。</p> <p>4 地域社会における介護展開の必要性を捉え、他の関係職種との連携をとりながら、自らの介護の役割を理解し、展開できる能力を養う。</p>

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	総定員
幼児教育学科	50人	100人
地域福祉学科	50人	100人

(修業年限及び在学期間)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生の在学期間は、4年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を区分して、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 大学開学記念日

(4) 春期休業日 3月15日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めた場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外

教育施設の当該課程を修了した者

- (8) 18歳に達し、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 提出すべき書類、提出の時期、方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(合格者の決定)

第12条 前条の選考による合格者の決定は、教授会の審議を経て学長が行う。

(入学の手續及び入学の許可)

第13条 前条の合格者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程(平成22年規程第14号)に定める入学料及び施設設備充実費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による入学手續を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第14条 学長は、本学に転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り選考の上、教授会の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学する場合は、第10条から第13条までの規定を適用する。

(再入学)

第15条 本学の1の学科を卒業した者が、本学の他の学科に再び入学を希望するとき、及び第19条の規定により本学を退学した者で、本学の同一の学科に再び入学を希望するとき、学長は、選考の上、教授会の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学する場合は、第10条、第11条及び第13条の規定を適用する。ただし、退学の日から1年以内に再入学する場合は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料及び施設設備等充実費は、免除する。

(保証人)

第16条 入学(転入学等を含む。)を許可された者は、保証人2人を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。
- 3 保証人は、学生の在学中、当該学生に関する一切の事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。
- 5 保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2か月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため、修学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、教授会の議を経て休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由があるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第4条に規定する在学期間には算入しない。

6 学長は、第1項、第2項又は第3項の行為を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

(復学)

第18条 休学期間中に復学を希望するときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第19条 学生が退学しようとするとき、又は他の大学に転学しようとするときは、理由書又は医師の診断書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、当該学生に対して退学を勧告することができる。

3 学長は、前項の行為を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第17条第4項に規定する期間を経過してなお修業できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者

(4) 死亡又は行方不明の届出がなされた者

2 学長は、前項の除籍を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第21条 本学において開設する基礎科目及び教養科目、専門教育科目に関する授業科目並びにその単位数は 別表第1のとおりとする。

2 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の審議を経て臨時に授業科目を開設することができる。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時

間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第23条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、学生は、第21条に定める授業科目について履修し、各学科所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の履修方法については、本学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

2 地域福祉学科においては、出席時間数が別表第1に定められた単位数に基づく授業時間数の3分の2(介護実習については5分の4)に満たない授業科目については、成績認定は行わない。

3 試験等に関する規程は、学長が別に定める。

(学習の評価)

第25条 試験等の評価は、優、良、可及び不可の評語をもって表わし、優、良及び可をもって合格とし、不可は不合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、教授会の審議を経て学長が認定することができる。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものと認めた単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第28条 教育上有益と認めるときは、第13条第2項の規定により入学許可される前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により取得したものを含む。)及び文部科学大臣が別に定める学修において履修した単位で、本学における教育に相当する水準を有すると学長が認めた単位並びに第26条第1項及び前条

第1項の規定により与える単位については、合わせて、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として、教授会の審議を経て学長が認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

- 2 第14条の規定により転入学又は第15条の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定するものとする。
- 3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、第4条に定める修業年限以上在学し、別表第1の定めるところにより、幼児教育学科にあっては77単位以上、地域福祉学科にあっては76単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第30条 前条の規定による要件を備えた者には、学長は、教授会の審議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 卒業した者には、新見公立短期大学学位規程(平成22年規程第62号)の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等の種類)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状等の種類は、次のとおりとする。

学科	取得資格及び免許状等の種類
幼児教育学科	保育士登録資格 幼稚園教諭2種免許状
地域福祉学科	介護福祉士登録資格 社会福祉主事任用資格

第7章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額)

第32条 本学の検定料、入学料及び授業料等の額並びに納付方法については、別に定める。

(授業料の減免)

第33条 学業成績優秀な者であって、授業料の負担が困難と認められるものについて、別に定めるところにより、その授業料を減免することができる。

第8章 教職員組織

(組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

第9章 教授会等

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。
- 3 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委員会等)

第36条 本学に常任委員会その他必要な委員会等を置くことができる。

- 2 委員会に関する規程は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生、研究生、社会人、帰国子女及び外国人学生

(科目等履修生等)

第37条 本学の開設授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 本学において、特別事項についての研究を志願する者があるときは、当該学科の教育及び研究に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。
- 3 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、教授会の審議を経て社会人特別入学生として入学を許可することができる。
- 4 帰国子女で本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、教授会の審議を経て帰国子女特別入学生として入学を許可することができる。
- 5 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、教授会の審議を経て外国人学生として入学を許可することができる。
- 6 科目等履修生、研究生、社会人、帰国子女及び外国人学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者については、学長は、これを表彰することができる。

- 2 学長は、前項の表彰を行ったときは、次の教授会に報告しなければならない。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学する。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学長が行う戒告、停学及び退学の懲戒処分は、別に定める懲戒の基準(平成22年基準第10号)及び懲戒手続き(平成27年規程第109号)により行うものとする。

第12章 附属施設

(厚生補導施設)

第40条 本学に、厚生補導施設としてキャリア支援室、保健室、食堂等を置く。

- 2 厚生補導施設に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 雑則

第41条 この学則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、平成23年度は看護学科の総定員を60人とする。

附 則(平成23年4月1日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第2号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条の別表、第29条及び第31条の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日規則第2号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条の別表1、第29条の規定は、平成25年度以降に入学する者について適用し、平成25年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年1月1日規則第2号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第2号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第21条の別表第1及び第29条の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第21条、第29条関係)

(1) 幼児教育学科

授業科目		単位数		卒業要件	備考	
		必修	選択	単位数		
教養科目	文学		2	8単位以上		
	哲学		2			
	社会学		2			
	生活化学		2			
	生命科学		2			
	手話		2			
	日本国憲法		2		幼免必修	
	情報処理		2		幼免必修	
	計	0	16	8		
外国語	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	2	2単位以上	幼免必修	
		英語コミュニケーションⅡ			2	
	計	2	2	2		
	体育	生涯スポーツ論	1		2単位	幼免必修
		スポーツ実習	1			幼免必修
		計	2		2	
	計(教養科目)		4	18	12	
専門教育科目	社会福祉	2		必修56単位＋ 選択必修科目 9単位以上		
	相談援助	1				
	児童家庭福祉	2				
	保育原理	2				
	社会的養護	2				

	保育方法論		2		*
	教育学総論	2			幼免必修
	保育者論	2			* 幼免必修
	保育の心理学 I	2			
	保育の心理学 II	1			
	発達心理学演 習		1		* 幼免必修
	教育心理学		2		* 幼免必修
	子どもの保健 I	4			
	子どもの保健 II	1			
	子どもの食と 栄養	2			
	家庭支援論	2			
	保育課程論	2			
	保育課程総論 I	1			幼免必修
	保育課程総論 II		1		幼免必修
	「健康」指導 法	1			幼免必修
	「人間関係」 指導法	1			幼免必修
	「環境」指導 法	1			幼免必修
	「言葉」指導 法	1			幼免必修
	「表現」指導 法・身体表現 I	1			幼免必修
	「表現」指導 法・身体表現 II		1		* 幼免必修

	「表現」指導 法・造形表現 I	1			幼免必修
	「表現」指導 法・造形表現 II		1		* 幼免必修
	「表現」指導 法・総合表現		1		* 幼免必修
	「表現」指導 法・表現技術		1		*
	教育方法・技 術論		1		幼免必修
	社会的養護内 容	1			
	乳児保育 I	2			
	乳児保育 II		1		*
	教育相談		1		幼免必修
	障害児保育 I	1			
	障害児保育 II	1			
	保育相談支援	1			
	音楽 I ・基礎 音楽 I	1			幼免必修
	音楽 I ・器楽 I	1			幼免必修
	音楽 II ・基礎 音楽 II		1		*
	音楽 II ・器楽 II		1		*
	音楽 II ・幼児 音楽 I		1		*
	音楽 II ・幼児 音楽 II		1		*
	図画工作	2			幼免必修
	幼児体育	2			幼免必修
	生活		2		
	国語		2		

	保育実習Ⅰ	4			
	保育実習指導Ⅰ	2			
	保育実習指導Ⅱ		1		*いずれか選択必修
	保育実習指導Ⅲ		1		
	保育実習Ⅱ		2		*いずれか選択必修
	保育実習Ⅲ		2		
	教育実習		4		幼免必修
	教育実習指導		1		幼免必修
	総合研究Ⅰ	1			
	総合研究Ⅱ	1			
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2			幼免必修
	計(専門教育科目)	56	32	65	
計(教養+専門)		60	50	77	

選択必修科目(卒業要件)：*

(2) 地域福祉学科

授業科目		単位数		卒業要件	備考
		必修	選択		
基礎科目	文学		2	必修1単位 + 選択1単位以上 計2単位以上	
	基礎ゼミナール	1			
	情報処理A		1		
	情報処理B		1		
	英語		2		
	スポーツ実習		1		
	計	1	7		
専門教育科目	人間と社会	人間の尊厳と自立	2	必修71単位 + 選択3単位以上	
		社会福祉援	2		

		助技術論			計74単位以上		
		社会保障概論	2				
		社会保障論	2				
		生活文化史		1			
		地域文化論		1			
		アクティビティ活動援助法		1			
		療養音楽		1			
		地域文化演習	2				
介護	介護の基礎	地域福祉論	2				
		介護概論	1				
		介護総論	1				
		介護の基礎	2				
		アクティビティ総論	1				
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術Ⅰ	1				
		コミュニケーション技術Ⅱ	1				
	生活支援技術	生活と家事の支援技術	1				
		生活環境支援技術	1				
		食生活支援技術	1				
		生活支援技術Ⅰ	2				
		生活支援技術Ⅱ	2				
		形態別生活支援技術A	1				

			形態別生活支援技術B	1		
			形態別生活支援技術C	1		
		介護過程	介護過程Ⅰ	1		
			介護過程Ⅱ	1		
			介護過程実践Ⅰ	1		
			介護過程実践Ⅱ	1		
			介護過程実践Ⅲ	1		
			介護総合演習	介護総合演習	1	
			1段階実習指導	1		
			2段階実習指導	1		
			3段階・居宅実習指導	1		
		介護実習	介護実習1 段階	2		
			介護実習2 段階	4		
			介護実習3 段階	4		
			介護実習居宅	1		
		こころとか からだのしく み	発達と老化 の理解	発達と老化 の理解A	2	
	発達と老化 の理解B			2		
	認知症の理 解		認知症の理 解A	2		
			認知症の理 解B	1		

		障害の理解	障害の理解 A	2			
			障害の理解 B	1			
		こころとか からだのしく み	こころとか からだのしく みⅠ	2			
			こころとか からだのしく みⅡ	2			
			こころのし くみ	2			
			終末期のこ ころとから だ	1			
		医療的ケア	医療的ケアA		1		
	医療的ケアB		1				
	医療的ケアC		1				
	地域福祉研究			2			
	計			71	4		
合計			72	11	76単位以上		